

空き家の活用補助金

最大
80
万円

- ・空き家・空き地バンクを利用した空き家等の利活用を支援します。
- ・予算の範囲内で先着順に受付します。

補助対象事業

- (1) 空き家改修費補助事業
空き家の改修工事に要する費用の2分の1を補助 上限50万円(市内建設業者施工の場合60万円)
- (2) 空き家片付け費補助事業
空き家の家財道具等の処分等に要する費用の2分の1を補助 上限10万円
- (3) 空き家等手続費補助事業
土地及び建物の登記に要する費用の2分の1を補助 上限10万円

対象物件

- ・空き家・空き地バンク登録物件

対象者

- (1) 空き家改修費補助事業
対象物件の空き家の所有者又は入居者
- (2) 空き家片付け費補助事業
対象物件の空き家の登録者
- (3) 空き家等手続費補助事業
対象物件を取引する登録者、利用登録者



補助金を受けたい場合は交付申請書の提出をお願いします。

(1) 空き家改修費補助事業

- ① 田原市空き家等活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 付近見取図(建物所在地が分かる地図)
- ③ 事業計画書(様式第1-1号)
平面図、立面図及び改修内容の確認できる図面
- ④ 見積書の写し
- ⑤ 着手前の状況を示す写真
- ⑥ 誓約書(様式第1-2号)※対象住宅の所有者が申請書の場合
- ⑦ 登記事項証明書等対象住宅の所有者が確認できる書類
- ⑧ 確認書(様式第1-3号)※対象住宅の賃借人が申請書の場合
- ⑨ 昭和56年5月以前の建物の場合、耐震診断1.0以上の診断結果書
又は同時に耐震改修工事をする場合の耐震促進事業の補助金交付決定書の写し



(2) 空き家片付け費補助事業

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 付近見取図(建物所在地が分かる地図)
- ③ 見積書の写し
- ④ 着手前の状況を示す写真
- ⑤ 田原市空き家バンク登録完了書の写し



(3) 空き家等手続費補助事業

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 付近の見取図
- ③ 見積書の写し
- ④ 田原市空き家バンク登録完了書の写し
- ⑤ 登記簿謄本等(登記等未了であることがわかるもの)



適正なら田原市空き家等活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を通知します。

補助対象事業が完了した場合は、その完了の日から起算して30日を経過した日又は、2月末日のいずれか早い日までに実績報告してください。

- ① 田原市空き家等活用促進事業補助金実績報告書(様式第5号)
- ② 請求書又は領収書の写し
- ③ 着手前、施工中、完了時の写真(※改修費補助事業、片付け費補助事業のみ)
- ④ 法務局が発行する全部事項証明書(土地及び建物。手続費補助事業のみ)
- ⑤ 補助対象経費の内訳が分かるもの
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

審査のうえ、田原市空き家等活用促進事業補助金確定通知書(様式第6号)をお送りします。

確定通知書を受け取ったら、請求書(様式第7号)を提出してください。

空き家解体補助金の流れ



◇田原市空き家等活用促進事業補助金 Q&A

Q・空き家なら対象になるのですか？

A・空き家バンクに登録された物件が対象になります。

Q・空き家を片付けたり、改修したりしたいので、空き家バンクに登録すれば補助が使えますか？

A・移住者のために空き家を提供するのであれば使えますが、自分や親戚の方(3親等以内)に譲るため片付けたり、改修したりする場合は対象になりません。

Q・空き家の所有者が亡くなっており、相続登記を行ってないのですが空き家バンクに登録すれば、相続登記にかかる費用も手続費補助の対象になりますか？

A・司法書士さんに支払う費用などは対象になります。

Q・空き家等手続費補助は仲介手数料も対象になりますか？

A・仲介手数料は対象になりません。

Q・空き家等手続費補助は登録免許税も対象になりますか？

A・登録免許税は対象になりません。